

中山間地域等直接支払制度  
**令和5年度の実績**

## 1 実施市町村

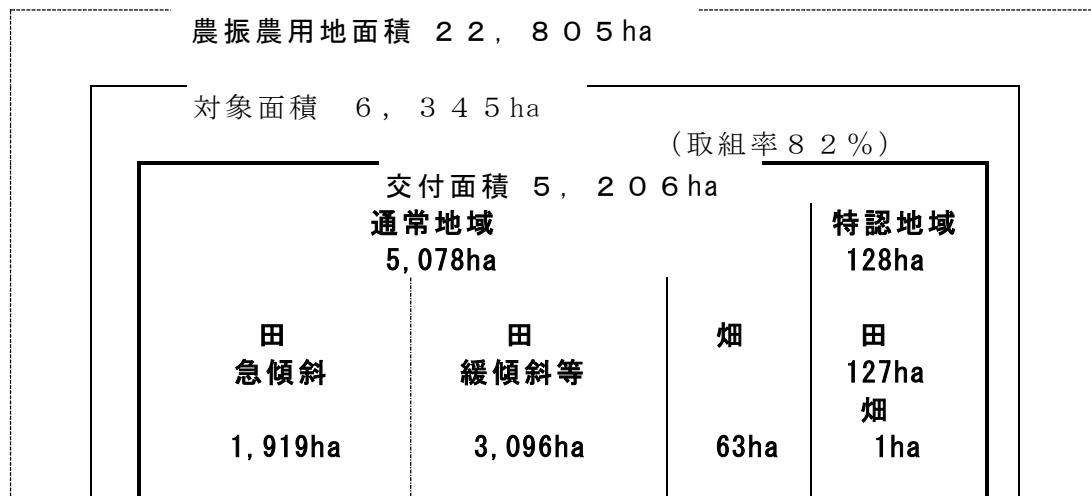
※京都府内 26 市町村の内、16 市町村で制度に取り組む

京都府内 26 市町村		
実施市町村(16)	知事特認(0)	未実施市町村(10)
「特定農山村法」 「山村振興法」 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」 「半島振興法」 「棚田地域振興法」 の指定地域のある市町村(14)  京田辺市、宇治田原町、和束町、 精華町、南山城村、亀岡市、 南丹市、京丹波町、綾部市、 舞鶴市、宮津市、伊根町、 与謝野町、京丹後市	併用(2)  京都市 福知山市	促進計画策定済(1) 宇治市  促進計画未策定(3) 木津川市、井手町、 笠置町  対象農地なし(6) 城陽市、向日市、 長岡京市、八幡市、 大山崎町、久御山町

## 2 協定の取組 (市町村別一覧は別紙のとおり)

- 協定数 498 協定 [集落協定:495、個別協定:3] (前年度比 3 協定の増)
- 交付金額 683,137 千円 (前年度比 4,689 千円の増)
- 交付面積 5,206 ヘクタール (前年度比 62ha の増)

【交付面積の状況】 ※端数の関係で合計が一致しない場合がある



※1 農振農用地面積：「農業振興地域整備計画総覧（令和4年）」

※2 対象面積：「実施状況調査結果（令和5年3月）」